

令和 7 年 11 月 7 日

東京都産業労働局総務部企画調整課 御中

日本司法書士会連合会

会長 小 澤 吉 徳

「女性の活躍に関する条例（仮称）の基本的な考え方」に係る意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

第 1 1 策定の背景について

東京都は、これまで東京都男女平等参画基本条例（平成 12 年）に基づき、チャンス&サポート東京プラン（平成 14 年、平成 19 年、平成 24 年）、東京都男女平等参画推進総合計画（平成 29 年、令和 4 年）を策定・実施してきた。

「不合理な社会的制約を取り除き、個人の意欲と能力に応じて多様な生き方が選択できる社会」（平成 14 年のチャンス&サポート東京プランの石原慎太郎知事（当時）序文）の理想を掲げてスタートしたが、その後の人口減少、高齢化、雇用形態の多様化など社会情勢の変化もあり、女性の就業者の半数以上は非正規雇用であり、管理職に占める割合も低い水準に留まっている。

社会情勢の変化に対応した新たな条例を策定し、実施していくことに賛成する。

第 2 2 策定の趣旨について

「女性が活躍できる環境整備」に関し、目的と基本理念を「社会全体で」共有する趣旨に賛同する。

性別による無意識の思い込みは広く社会に根を張っており、女性が活躍できる環境整備の障害になっていることから、広く周知・啓発のための活動を行う必要がある。

なお、1 点目の「雇用・就業分野において女性が個性や能力を発揮して活躍できる環境の整備（以下「女性が活躍できる環境整備」という。）」と定義することについて、意見を申し述べる。

平成 12 年制定の東京都男女平等参画基本条例には、第 3 条の基本理念において、「性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会」や「男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し」と掲げられている。

この基本理念を鑑みるに、「雇用・就業分野において女性が個性や能力を発揮して活躍できる環境の整備」は、「雇用・就業分野において女性が個性や能力を発揮して活躍することを阻害する要因を排除するための男女一人一人の環境の整備」等と修正を検討すべきである。

更に、この「女性の活躍に関する条例（仮称）」の基本的な考え方（以下「本考え方」という。）」全般にわたり、「（以下「女性が活躍できる環境整備」という。）」と定義付けられることによって、基本理念が正確に伝わらずに、女性のみが活躍できる環境整備と読み取られることが懸念される。そのため、定義付けを「環境整備」や、提案の文言を前提として「男女一人一人の環境の整備」と修正することを検討すべきである。

第3 3 目的について

本考え方の目的は、性別にかかわらず男女が社会生活における活動に参画するために必要な環境を整えることであるから、「女性が活躍できる環境整備」との文言を前記の通り修正する等の検討が必要である。

第4 4 基本理念について

2点目の「女性が個性や能力を発揮する機会や必要な経験を十分に得られる環境の整備を図っていくためには、性別による無意識の思い込み（※3）の解消に社会全体で取り組む必要がある。」の（※3）について、アンコンシャスバイアスの客体として挙げられている事例が「組織のリーダーは男性の方が向いている」「女性は理系が苦手」とされている。「社会全体で取り組む必要がある」ことから、事例については、「男性は細やかな仕事が苦手」「女性は理系が苦手」又は「組織のリーダーは男性の方が向いている」「女性は細やかな気配りでチームをまとめることに向いている」等とすることを提案する。

また、「性別による無意識の思い込みの解消に社会全体で取り組む必要がある。」との記載については、「性別による無意識の思い込みの解消に男女問わず社会全体で取り組む必要がある。」等のように思い込みを有する主体として、理念として男女問わないことを明確に示すべきであると考ええる。

第5 11 全体に関する意見

女性が活躍する社会であるためには、広く都民に男女共同参画の理念が浸透していることが必要であるところ、本考え方においては、「女性が」という一方の性のみに着目した記載が多く見受けられる。女性の活躍を促進するための検討部会において基本的考え方として「女性活躍は「女性のため」ではなく、「企業の発展、人員確保のために取り組むべきもの」という打ち出しが重要」と議論されているように、バイアスがかかるような記述は避けるべきであると考ええる。

司法書士界においては、固定的な性別役割分業の意識や性差に関する偏見に対して、性別等に影響されることなくその個性と能力を十分に発揮することを目的として男女共同参画を推進し、施策を掲げているところである。性別等に影響されず、すべての人が互いを尊重し、責任を分かち合うことが結果的に女性も活躍できる社会となり、女性が活躍できる男女共同参画の実現に近づくのではないかと考える。以上